

第 1 5 1 3 回 島根県教育委員会会議録

日時 平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 5 時 3 0 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第21号 平成27年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について
(学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第45号 「しまね教育の日」について (総務課)

第46号 平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について (学校企画課)

第47号 平成27年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施について (学校企画課)

第48号 平成27年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施について
(学校企画課)

第49号 個人情報の不適切な取り扱いについて (学校企画課)

第50号 平成27年度島根県公立高等学校入学者選抜について (教育指導課)

第51号 第1回島根県いじめ問題対策連絡協議会について (教育指導課)

第52号 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について (教育指導課)

第53号 平成26年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰の受賞について (保健体育課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について

(議決事項)

第22号 県立学校教育職員(管理職)の人事異動について (学校企画課)

第23号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について (文化財課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第2号 いじめ防止対策について (教育指導課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第54号 平成26年秋の叙勲内示について (総務課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 広江委員 藤原教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
藤原教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
細田教育次長	全議題
田中参事	公開議題
矢野参事	公開議題
祖田参事	公開議題
春日教育センター所長	公開議題
高宮総務課長	全議題
佐藤総務課上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、議決第22号
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、協議第2号
原田特別支援教育課長	公開議題
梶谷健康づくり推進室長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題、議決第23号
丹羽野古代文化センター長	公開議題
鈺福利課長	公開議題
柿本教育センター教育企画部長	公開議題
秋月子ども安全支援室企画幹	協議第2号
萩文化財課調整監	議決第23号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森脇総務課課長代理	全議題
小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

土田委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	9 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	1 件
	その他事項	1 件
署名委員	広江委員	

一 公 開 一

(議決事項)

第21号 平成27年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について(学校企画課)

○高橋学校企画課長 議決第21号平成27年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等についてお諮りする。

毎年この時期に審議、議決いただいている事項だが、来年度の公立学校の教育職員及び市町村立学校の事務職員人事異動の方針についてである。

例年と内容は変わっていないが、1の2をご覧いただきたい。平成27年度島根県公立学校教育職員のほうだが、学校の教育活動を清新活発にし、本県教育の進展に資する、その点で人事異動というのが重要なことは言うまでもないが、関係機関との緊密な連携のもとに行うとしている。関係機関というのは、特に市町村立の場合の市町村教育委員会を指すものである。

項目1から9までだが、1番は、全県的視野での適材適所、教員組織の適正化を目的としたものである。2番はへき地教育への優先的な配置、3番は特別支援教育への適任者の配置、4番は管理職教育職員の登用に関すること、5番は主幹教諭登用に関すること、6番は小学校、中学校、高校及び特別支援学校の各校種間の人事交流に関すること、7番は同一校及び同一地域における永年勤続、長い期間勤めていた者に関すること、8番はこれは採用についてだが、採用も人事異動の重要な項目の一つであるのでここに入れている。新規採用に関することである。9番、以上の1から8の基本的な方針に基づいて、教育職員の人事異動方針細則及び市町村立学校教育職員人事異動方針細則を定め、運用するとしている。現行のルールは、いわゆる異動ルールと呼ぶものだが、現行のルールは、県立にあっては平成16年から、市町村立にあっては平成12年度から運用しているが、適宜実態に合うように修正を加えているところである。

続いて、市町村立学校事務職員人事異動方針の案だが、これについても、基本的には先ほど申し上げた教育職員と同様である。同じように異動方針細則を定め運用するとしている。

○仲佐委員 毎年実際にこの異動方針の案が出ているようだが、前回と変わったところはあるか。

○高橋学校企画課長 昨年度と全く変わっていない。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第45号 「しまね教育の日」について(総務課)

○高宮総務課長 報告第45号しまね教育の日についてご報告する。

資料の2の1をご覧いただきたい。「しまね教育の日」の取り組みについてである。2の1の一番下の四角で囲んであるところにあるように、平成14年に制定した条例に基づいて、11月1日を毎年「しまね教育の日」と定め、11月の第1週、1日から7日までを「しまね教育ウィーク」ということで、県民の皆様をはじめとして島根の教育に幅広く興味を持っていただく催しをすることとしている。

取り組みの状況は、1番のところに掲げているように、県教育委員会主催によるフォーラムや研究大会、市町村教育委員会では講演会やシンポジウム、学校では文化祭や授業の公開、こういったことを行って、保護者の方をはじめとして、学校においていただいたりするという取り組みをやっているところである。今年度については、11月4日を「しまね教育の日」の行事を行う日と定めているところである。

2の2ページだが、本年度の実施計画だが11月4日火曜日、サンラポーむらくもで行事を行うことにしている。午前中は、定例となっているが、永年勤続あるいは教育に関して功労のあった方や団体などの表彰、それから午後は県教育委員会主催のフォーラムということで、今年は「教育の成果が地域社会の活力とつながるために」というテーマで考えている。内容としては、中学

生の発表として湖南中学校の菅田さんをはじめとする3人の方の発表、それから事例発表としては、全国的にも高い評価を受けている海士町における「隠岐島前高校魅力化プロジェクト」についてコーディネーターとして参画しておられる岩本悠さんの事例発表、さらに引き続いて、島根大学教育学部の作野教授をコーディネーターにお迎えしてパネルディスカッションということで考えている。教育委員の皆さんにもご出席いただくようにしているし、幅広く県民の方々からの参加を得て行事を盛り上げたいと思っている。

――原案のとおり了承

第46号 平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果について (学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第46号平成27年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果についてご報告する。

今年度の採用試験の最終結果についてだが、既に9月26日のところで公表しているものであり、委員の皆様方にも3の2の詳しいほうをお送りした。このため、既にご覧のことと思うので、今回の試験に特徴的だったことを2、3点お話ししてご報告とさせていただきたいと思っている。

まず第1点は、ご承知のとおり、採用予定数が昨年の約170名から約220名としたこと、そういう採用増に伴って、志願者数、受験者数自体が昨年から微増ということだったので、倍率がかかなりダウンして広き門になったということである。合計の倍率が今年5.1倍、受験者とその名簿登載者の比較であるが、5.1倍だった。昨年は6.9倍だった。

そういう状況に伴って、2番目の特徴だが、今回は新卒の合格者が例年に比べてかなり多かったこと、大学を卒業見込みの、あるいは大学院を卒業見込みの者の合格が多かったということがある。昨年約15%だったのが今年は30%に近い合格者が新卒合格であった。したがって、4月以降の新任研修をより充実させる必要があると考えているので、教育センター等と協力しながら力を入れてまいりたいと考えている。

3つ目として、比較的地元というか、特に島根県の大学を中心とする地元大学の合格者が例年に比べてかなり増えたということがある。先ほどの新卒合格者の増と連動するものであると思うが、同時に、他県で教諭として正式採用として働いていて本県にUターンをしたという者も20名以上のところで何とか確保できたので、こういう人をもっと増やせるように、またこの秋からもう既に一部スタートしているが、次の募集に向けた活動を活発にやってまいりたいと考えている。

○岡部委員 次の募集に向けての準備もスタートしていらっしゃるということだったが、受ける側から例えば将来先生を目指して大学で勉強してる、いろんな教科はあると思うが、その辺の教科とか、それから年によつての募集人員の増減というのがいろいろあると思うが、その辺のある程度幅を持った形で将来の募集の具体的な人数は難しいにしても、ある程度の傾向なりということは、先生を目指している学生に対してそういう情報というのは発信等はされているものなのか。

○高橋学校企画課長 おっしゃるとおり、カチツとした数字というのはなかなか出ていないのが、例えば特に小学校はこれから大量退職が今後続いていくので、おおむね今年度の水準の採用、今年も名簿登載は95名で昨年の51名の倍近くあったわけだが、こういう傾向が当分続いていくから皆さんチャンスがあるといった情報は当然提供している。イメージとして島根県は採用が少ないと、今までずっと少なかったもので、どうもそういうイメージから敬遠されるというようなことも聞いているので、そういうイメージを払拭して、だからといって門があんまり広いよということもアピールしてはいけないので、その辺のバランスをとりながら、次の受験生になる大学3年生のみならず、2年生、1年生も含めてそういう話をしてまいりたいと考えている。

○岡部委員 そのことについて、例えば教科についてのざっとした募集枠みたいなこともあわせて情報発信というのはされているものなのか。

○高橋学校企画課長 これまで具体的なところまで踏み込んでいるかということ、事前の説明会自体がかなり時期が遅くなってからのものだったので、それで提供したとしても、もう既に決めているからとか一般企業のほうへもう決めたとかそういう受験生も多くて、もちろんできる範囲でそういう細かい情報も提供する。が、それでもできるだけ早い時期に動くことが必要だと考えている。

○岡部委員 ぜひともその辺のところは、よりたくさん優秀な人材を確保するためにも、できる限度というのは確かにあろうかとは思いますが、そういう情報発信というのはぜひともこれから心がけていただきたいと思う。

――原案のとおり了承

第47号 平成27年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施について (学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第47号平成27年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施についてご報告する。

資料4の1をご覧ください。小・中学校の校長・教頭職採用・昇任候補者選考試験については、6月の教育委員会会議で既にご報告させていただいた。県立学校のほうは、願書の提出期間が事務上の事情もあって3ヶ月遅れるということもあり、この時期の報告とさせていただいている。既に願書の出願期間は終わっている。選考試験は、校長、教頭ともいわゆる筆記試験を11月1日、面接試験のほうを12月中旬から下旬にかけて実施する予定としている。

試験内容について、基本的には昨年と変わらないが、1点変更点があり、校長職試験において、これまでも論文を課していたが、課題論文を別途提出、事前提出とこれまでここ数年していたが、当日にそのまま書いてもらおうということで、当日題名提示の当日筆記というふうに方式を変更した。そのための準備をしてきてもらうということになる。

受験資格等については概ね変わらないが、まず校長の出願資格の1点だけ、アンダーラインをしているところの変更点である。これまで県立学校では、資格要件の中で教頭経験が2年以上というのが一つあった。その管理職として、教頭としての経験というのが主幹教諭の経験年数というのを含まないとしていたが、実は小・中学校においては主幹教諭勤務1年を0.5年に換算している。これを県立学校にも摘要することとした。

4の2だが、教頭試験についても1点変更がある。これも資格要件の一つだが、いわゆる人事異動ルールを全て解消したものに限定していたが、基本的な考え方は変わらないが、現在の所属において4年以内でそのルールが解消できると見込まれる者を受験の資格を有するというふうに変えた。これはできるだけ早い時期から管理職にふさわしい人物を確保するということ、特に女性管理職においてはルール解消が割りと遅れる傾向が全体に見てとれたので、そういう優秀な人材の確保という点もある。今年度も若干名だがこの趣旨に則った出願があったので、これも踏まえて、今後選考に当たってまいりたいと考えている。選考結果について、最終的な通知は来年1月下旬としている。一番下に県立学校管理職の年度末退職予定者の人数を載せた。これに準ずる人数が最終的には目途になるということになると思う。

○仲佐委員 願書の提出期間がもう10月7日で締め切られているが、現在何名ぐらいの提出があるのか。

○高橋学校企画課長 現在、校長が28、教頭が48、昨年より微減と記憶している。

○仲佐委員 登載者にはこの何%ぐらいを見込んでいらっしゃるのか。

○高橋学校企画課長 今のところは、はっきりとした数字は申し上げられないが、基本的にはそういう資質を有する方ということであるが、基本的な目安としては27年度末に校長、教頭合わせて12名が退職するので、これに仮に早期の退職希望があればさらにそれだけ人数が不足するということになる。それが一つの目安になるかということである。

○広江委員 教頭のところのイの②番で先ほど説明があったところだが、その前の平成17年度以前の採用者でということは、その後の採用については読み替えやいろんなことがあっても異動ルールは解消できないという意味を含んでいるわけか。

○高橋学校企画課長 そのとおりである。

○広江委員 今回の4年以内の勤務によりということでは、掲載されても昇任はルール解消が終わってからするということか。

○高橋学校企画課長 これについては、基本的にはそう考えているが、場合によっては、ノルマを果たすそういう種類、種別の学校において管理職として登用する場合も含めて検討したいと思う。

――原案のとおり了承

第48号 平成27年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第48号平成27年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施についてご報告する。

今回報告する教育職員というは3つあり、まず盲学校の理療科教員、次に実習助手、それから3つ目に同じく実習助手だが、身体に障がいのある方を対象とした選考の3つである。盲学校の理療科というのは、ご承知とは思いますが、盲学校の高等部の専攻科に3年過程として設置された学科があり、3つの資格、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、その国家試験の受験資格を所定の単位を修得することによって得ることができるという科である。その指導に当たる教員の募集ということである。採用予定人員は若干名としているが、退職等を見込んで断続的に適宜採用していくという形をこれまでとってきた。昨年、一昨年それぞれ1名ずつの採用としている。出願期間は、10月27日から11月7日、試験日は12月4日、選考結果の通知は12月24日と予定している。

続いて、実習助手の採用試験だが、今回募集するのは、募集種別として一般、工業、水産の3つである。一般というのは、主に例えば理科の実験の補助だか、そういったことを行う実習助手である。採用予定人員は、一般のほうが2名程度、工業2名程度、水産1名程度である。現在、出願期間を見ていただくともう既に出願が終わっているが、出願人数を申し上げると、現在一般のほうに27名、工業に15名、水産に2名の出願があり、選考試験が成立するということである。試験は10月25、26日の両日、一般教養、面接、実技、工業と水産については専門教養も含めた試験を予定している。選考結果は11月19日通知の予定としている。

3番目の実習助手、身体に障がいのある方を対象とした選考だが、こちらのほうも既に出願期間が終了している。採用予定人員若干名とあるが、今年2名の出願があった。選考日は、先ほどの一般の初日と同じく10月25日、選考結果も同じく11月19日としている。

――原案のとおり了承

第49号 個人情報の不適切な取り扱いについて（学校企画課）

○高宮総務課長 報告第49号個人情報の不適切な取り扱いについてご報告する。

6の1をご覧ください。資料は学校企画課になっているが、不適切事案であるので総務課から説明をさせていただく。この案件については、既に10月2日に報道発表をしており、新聞紙上などでも報じられているところだが、経緯を整理してもう一度お伝えをしたいと思う。

事案の概要だが、本年度の高等学校等就学支援金及び高等学校等奨学のための給付金の認定事務において、個人情報の誤った取り扱いが発生したものである。まず、高等学校等就学支援金だ

が、これは今年度高等学校の授業料無償化制度が見直しになったことに伴い、年収が概ね910万円未満の世帯については引き続き授業料相当額の支援金をお支払いすることで実質無償化を継続するという制度である。それから、高等学校等奨学のための給付金については、年収が250万円未満の所得が低い世帯に対して保護者の教育費負担の軽減のために給付金をお支払いするという制度であり、いずれも該当する世帯から申請書とそれから親権者全員の課税証明書を提出していただいて、要件に該当するかどうかということを学校企画課で判断をして通知を申し上げますと、こういう流れになっていたものである。

このような過程の中で、(2)のところだが、市民税県民税納期別内訳、それから戸籍謄本各1件、計2件について誤送付が発生したというものである。先ほど申し上げたように、本来必要な書類は申請書と課税証明書なので、今回誤送付の対象となった市民税県民税納期別内訳あるいは戸籍謄本というのは本来申請に必要な書類だったわけだが、制度の初年度ということもあって、誤って保護者の方から学校企画課に送付があったものをご本人さんに送り返す時に違う人に送り返してしまったと、こういう内容である。

経過のほうだが、2の(1)高等学校等就学支援金だが、①のところ、まず各保護者の方から書類が学校企画課に届いて、それを8月の下旬ぐらいまでかけて審査をすると、そうした中で提出書類に不備があったもの、あるいは余分な書類があったものについては、余分な書類はお返しをするし、不備があったものについては、こういう書類が足りない、あるいは申請書のこういうところに記入をお願いするというので文書をお返しするという作業を8月25日から29日まで行っていた。そうしたところ、週を明けた9月1日、要するに25日から29日の書類が保護者のお手元に届いた頃だと思われるが、匿名の保護者の方から、自分のところに他人の個人情報を含む書類が送られてきたと、具体的に言うと市民税県民税納期別内訳で、仮称Aさんだが、Aさんの、要するにBさんではない方の市民税県民税納期別内訳が送られてきたというお電話があった。その際に、Bさんがご自分のお名前を名乗られなかったのと誰の書類が間違っ送られてきているかということのご示唆がなかったので、こちらのほうとしては9月1日から9月17日にかけて、電話により、間違いなく書類が届いているか、誰か他の違った人の書類が入っていなかったかという確認作業を行った。その際に、Bさんは高等学校等就学支援金で間違いがあったとお電話でおっしゃったが、同時期に高等学校等奨学のための給付金というものの事務も行っていたので、並行してこちらのほうでも漏れがあってはいけないということで確認を行ったと、この件数は250件ということである。最終的に、なかなか保護者の方も郵便が来てから全部すぐに開封しておられる方も少なかったりして、最初電話をした段階では皆さん間違いがないということだったわけだが、3回ぐらい電話をしたところでようやく、本来Aさんのところに送付すべき書類がAさんのところに届いていないということが発覚した。それを契機として、Aさんと住所が近接していたり、あるいは名字が同じだったりというふうな方のところに再度確認をする中で、結果的にBさんのところへ誤ってAさんのものを送っていたということが判明したということで、翌18日に学校企画課の職員がBさんのお宅をお邪魔して、お詫びし、回収するとともに、回収した書類を持って直ちにAさん宅にも訪問してお詫びし、受け入れをしていただいたということである。

次に(2)の高等学校等奨学のための給付金だが、これについては戸籍謄本の誤送付が発生している。6の2だが、これについては特に保護者の方からご連絡があったわけではないが、9月1日から確認作業を行っている中で、9月2日の段階で、保護者のDさんから、Cさんの文書が自分のところに来ているという確認作業の過程で判明した事案があり、すぐDさんのお宅に訪問して謝罪の上回収するとともに、その戸籍謄本を持ってCさんのお宅へ赴いて謝罪をしたということである。

誤送付の原因は、こうした封入作業の誤りが発生しないように、複数の職員がどの方かという書類をお返しするのかというリストというか台帳をつくった上で封入をする、それからまた別の人間がその宛先と中に封入されている書類が正しいかどうかというチェックを行うという作業を行っていたわけだが、それぞれの作業を1人でやっていたと、要するに封筒に詰めるのも1人の人間、それから封筒の中に入っている書類を確認するのも1人の人間が行っていたということ

であった。本来こういう事案のときには、1つの作業を2人の人間がやって、1人の人間が台帳とかリストに基づいて、〇〇市〇〇町何番地何のだれだれさんのところにはこれこれこういう書類ということでチェックをするという、いわゆる読み合わせ作業をしないと、件数が多い場合などは台帳と目視でこういうふうに見合わせていると、実際今回の場合も住所が大字まで一緒だったとか、名字が一緒だった方で、そうなってくると住所が似通っていたり名字が一緒だったりすると、目視だとどうしても最後の番地が違っていたり、あるいはお名前が違っていたりというのに気づかないということがあるので、そこら辺が誤りの原因だというふうに考えている。したがって、一回作業を中断した上で再度作業のマニュアル等を見直して、複数の職員でチェックをするということを徹底しながら今後のミス防止に努めているところである。

○岡部委員 再発防止策として複数の職員の方で確認しながら実施ということで、これは良く分かった。ただ、これはあくまでも今回のような個人情報扱うケースということで、例えばいろんな発送業務もあるかと思うが、それを一々全てこういう形で行っていたら、なかなか事務作業も滞ることにもなりかねないと思うが、その辺のランクづけみたいなことをしっかり見極めてやられると理解してよいか。

○高宮総務課長 おっしゃるとおりである。個人情報については、やっぱり誤って他人のところに他の方の個人情報が届くというのは許されないもので、そうしたものについてはきっちり読み合わせをやるが、通常のお知らせ文書とかそういうようなものについては、事の軽重を見計らいながら適切にやっていきたいと思っている。

○土田委員長 もうこの作業は全て終了したと見て良いのか。また何かいろいろ問題出てくる可能性があるのか。

○高宮総務課長 本年度の事業については終了している。

――原案のとおり了承

第50号 平成27年度島根県公立高等学校入学者選抜について（教育指導課）

○矢野参事 報告第50号平成27年度島根県公立高等学校入学者選抜についてご報告する。

7の1ページをご覧いただきたい。公立高等学校入学者選抜について、日程等をご報告する。1つ目だが、主な日程について、これは7の2のほうにカレンダーをつけているのであわせてご覧いただきたい。(1)だが、推薦選抜等である。願書受付期間が来年の1月13日から16日、実際には面接等を行うが、この願書受付期間が終わった後、各校で実施される。合格発表は3月20日。一般選抜が願書の受付期間が2月2日から9日、学力検査は3月10日である。合格発表が同じく3月20日となる。(3)だが、定時制課程の第2次募集、これが受付期間3月23日から25日まで、合格発表が3月31日となっている。

それから、2番、一般選抜についてである。これ以降は7の3に字が小さくて申し訳ないが、一覧表もつけているのでまた後でご覧いただきたい。まず、実施校だが、39校、松江市立女子高校のほうも松江市の許可をいただいて参考に掲載している。それから、個人調査報告書と学力検査の比率、これは要綱で比率をいずれかから選択するようになっているが、そこにあげているような校数で、各校とも昨年度から変更はない。それから、傾斜配点だが、実施が1校ほどある。これは当該学校での学習に必要な資質として国語、数学ということがあり、傾斜配点を導入しているものである。これも変更はない。それから、(4)学力検査後の面接等だが、22校が実施する。今年度、そこにあげている2校が新たに加わっている。

それから、募集形態だが、くくり募集というのがあって、情報科学、松江商業、浜田商業、3校が昨年に引き続き導入している。あと推薦選抜募集人員の入学定員に対するパーセント、割合だが、9月のところで一度報告させていただいているが、その後入学定員の発表があり、島根中央高校は、定員が減ったこともありこの推薦選抜の割合を30%から40%に変更してある。

○広江委員 一般選抜の学力検査後の面接等というところで、今2校出ているが、こちらの表を

見ると、評点にするところと、それから評点化しないというところがある。評点化しないというところもたくさんあるが、これは評価もしないという意味なのか。それとも、つまりこれは、私は面接することは非常に良いことだと思っているのでお伺いするが、評点化は合否に影響すると考えて良いか。

○矢野参事 そうである。

○広江委員 端的に言えば、その評点化しないは、評価もしなくて合否には関係ないということか。

○矢野参事 要綱のほうに、評点化した場合には、いわゆる選抜するための点数に加えて、10点までであるが、加えて選抜の資料にすることができるとしてあるので、評点化しない場合には参考にするということである。

――原案のとおり了承

第51号 第1回島根県いじめ問題対策連絡協議会について（教育指導課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第51号第1回島根県いじめ問題対策連絡協議会についてご報告する。

この協議会が去る9月12日に開催されたので、その概要についてご報告をさせていただく。まず、第1回目の会議なので、会長の選出並びに要綱等の承認の必要があり、その件に関してもお諮りをさせていただいた。会長は、島根大学教育学部長の小川先生になっていただくことになった。それから、いじめ問題対策連絡協議会の要綱についても賛成多数で承認をしていただいた。

その後、子ども安全支援室のほうから県内のいじめの状況及び対応について、①と②の点について15分ばかり説明をさせていただいて、その後（4）のところ、各関係機関、団体からいじめ問題等に対する取り組みについてご報告をいただいた。11の機関、団体からそれぞれ約5、6分程度でご説明をいただいて、それぞれの関係機関の取り組みについて情報共有、情報交換ができた。休憩を挟んで、その後、意見交換ということで、基本的にはこの団体の中には子どものいじめの対応に関係する組織は入っていただいたが、いじめを受けた子どもの保護者の声等を受けとめている方々のご意見を伺う機関が入っていなかったので、要綱の中に必要に応じてそういった方を招いて意見聴取することができるという要綱があるので、そういったことで、YCスタジオの木村代表においでいただいて、いじめを受けて学校に通えなくなった子どもやその保護者の対応をしていらっしゃる声を代表してお話をさせていただいた。具体的には、例えばいじめによって命を絶つということがあってはならないことなので、必ずしも学校へ行けない、行かないということも選択肢の一つとしては捉えていくことも必要ではないかということ、それから学校に行けなくなったことによって将来不利にならないような配慮が今後必要になっていくんじゃないかというようなご意見があった。そういった意見を受けて、皆さんに意見交換をしていただいた。例えば、人権教育を長く一緒にやっていく必要があるんじゃないかということ、それからもっと民間のほうに保護者が気軽に相談できる機関を設けていく必要があるんじゃないかということ、それからこの会が単なる情報交換の会にならずに、何かいじめ問題の対策について提案が出せるような性格も持つことが必要ではないかという意見。それから、なかなか地域や学校の枠とは外れたところでシェルターの子どもが逃げ込めるような場所があるといいなというようなこととか、それから一つの物差しで物事をはかるのではなくて、いろんなところにいろんな居場所があるような複線的な社会をつくっていく必要があるんじゃないかなと、そういった広いご意見をいただいた。非常に貴重なご意見をたくさんいただいたので、それぞれ集まった関係機関でまた施策に活かしていただきたいということも出たし、また我々教育委員会としても出た意見を参考にしながら今後の施策に反映させていきたいと思っている。

この会は年1回か2回の開催ということであるので、今年度、会を開催するかどうかもまだ決まっていないが、次年度以降に向けてもしっかり会議のほうを開催して取り組んでいきたいと思っ

ている。

――原案のとおり了承

第52号 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について (教育指導課)

○吉崎子ども安全支援室長 報告第52号平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」についてご報告する。

資料9の2をご覧ください。昨日のところで文科省から全国の問題行動の状況の調査に関する結果について公表があり、あわせて県の教育委員会のほうも公立学校の状況についてマスコミの方々に説明をさせていただき、今日のところで新聞各社取り上げていただいているところである。改めて、この場でも公立学校の状況についてご報告をさせていただく。

まず、暴力行為の発生件数ということで、昨年に比べて63件増えた。特に中学校を中心に増加傾向にあるということがうかがえる。経年の変化を見ていただくと、平成23年がピークではあったが、それまでのところから含めても、若干今、暴力行為については増加傾向にあるのかなというところがうかがえる。ただ、その暴力行為の中身については、人に暴力を振るうというよりは、どちらかという物に当たるというような状況が若干増加傾向にあったということが詳しい調査の中で分かってきている。大きな問題にはまだまだ発展はしていないが、そういった子どもたちの精神的なストレスとかイライラというのがなかなか解消されず、それがこういった行為に及んでいるという現状がうかがえるので、そういったところの対応が今後必要になってくると思っている。

続いて、2番のところのいじめの認知件数である。24年度大津の事件が明らかになって、それ以降緊急調査等も行われて、24年度は非常にいじめの認知件数が増えた。その前年度に比べて2倍以上増えたわけだが、25年度については130件の減ということになっている。基本的には小学校と高等学校中心にいじめの認知件数が減ってきた。これはあくまで認知した数である。中学校のほう、そんなに変化はないが、ただ、逆に言えばしっかり認知をして対応している数とも言えるので、そういった部分では学校現場でしっかり対応ができてきていることが、中学校のほうではうかがえるし、小学校について減った原因は、いじめに至るまでのところでしっかりと学級づくり等が進んで対応ができてきていることにもつながっていると思っている。そういったところをさらに現場とも連携を図りながら、対応の状況については今後もしっかり見ていきたいと思っているところである。

次、小・中学校の不登校の数である。昨年度に比べて34人の増加ということである。小学校のほうは変化がなかったが、中学校を中心に若干増加傾向にあるということである。ただ、その参考資料のところに載せているが、長期欠席全体の数でいうと全国的な比率よりは島根県のほうは低い、不登校に関していうと全国的な比率よりも若干高目に推移している。この原因も様々で、なかなか不登校の原因が特定できないというところがあるが、一つには子どもたちが友達同志の関係性を十分に築いていけない現状も背景にはあるのかなと、どうしてもメディア等の接触が増えて、友達同志で関わるよりも携帯電話とかゲーム機とか、そういったところに向き合う時間が増えてなかなかその辺の関係性が築けない背景があったりとか、また一般的には家庭状況がかなり変化をしてきて、そういった部分での影響もあるというふうに言われている。我々としては、子ども達が抱えてる課題が様々なので、そういったところをしっかりと見極めてながら一つ一つ丁寧に対応していくということが今後とも必要になってくると思っている。

続いて、9の3のところで、高等学校の長期欠席者のうちの不登校の状況である。前年に比べて22人の増ということで、高等学校も若干増加傾向にある。特徴としては、定時制よりも全日制の生徒の不登校の状況が増えているというところがある。このあたりが少し懸念というか心配されるところで、詳しく見ていくと若干普通科高校の不登校の数が増えている傾向にもあるので、

そのあたりのところをしっかりと学校訪問等もしながら対応を一緒になって考えていきたいと思っている。

中途退学の状況については、今年度、通信制の数も加えたので実質は13人増えているが、通信制を含まない数でいくと昨年度と同数ということで、中途退学については全国的に見ても島根県は非常に低い数値、比率になっていて、そういったところでは高校でしっかりと生徒の状況を見ていただいているということもうかがえる。こういったところは引き続き対応していただきたいと考えている。

最後に、色々と問題等を抱えているが、暴力行為にしても、いじめにしても、不登校にしても、先ほどお話したように子ども達が抱えている課題の中で関係性を築きにくくなっているということが非常に大きな問題として考えられる。それから、家庭環境の変化等々もあり、そういったところをしっかりと見極めながら、教育委員会で対応できることとそうでない部分もあるので、他の知事部局等の関係機関との連携も今後しっかりと考えながら一緒に対応していきたいと思っている。

○土田委員長 昨今のいろんなマスコミ等々の報道によると、以前は男性がいじめの主体だったということだが、女性が女性をいじめるといようなことも出てるが、内数でどれぐらい女性の比率があるのか。できれば女性の割合も出していただいたほうが。

○吉崎子ども安全支援室長 若干男性のほうが多目には推移しているが。

○土田委員長 できればこういう公表される時も内数で女性がどのぐらいいるんだと、女子児童とか女子生徒がどれぐらいだというぐらいをお示しいただいたほうが、男性だけに限らず女性のいじめも出てきているのでお願いします。

○吉崎子ども安全支援室長 改めてお伝えをさせていただきたいと思う。

○広江委員 ご説明をいただいた島根県内の状況は大変良く分かった。毎年だが、全国の状況を見てその中の島根県というのを考える時に、常に問題になるのは、特にいじめの認知件数のところで県によってもものすごく違うというところに、例えば今日の新聞でも京都是1,000人で99ぐらい、最低だと1,2ぐらいという。それで、京都是たしか何か今年基準を作ったので、具体的な基準を作ったから多くなったというコメントが出ていたが、全体に、去年は九州のどこかが突出して多かったということもある。そういうことで、島根県の問題ではないが、全国的にある程度の具体的な基準がないと、多かったところは詳しく全部出したからと常に言う。少ないところはもともと少ないからと言っている。結局本質的な解決になってないというのは長い期間こういう形で推移しているが、島根県の力でそれがどうできるかということは別だが、機会があるときにはそういうお話もしていただいて、ある程度は基準を合わせる、その実情によっても違うところはあるが、ある程度合わせていないと、ある県で突出して極端にいじめが多いというようなことは考えられないので、またそういうこともお話しいただければと思う。

○吉崎子ども安全支援室長 今日の新聞記事等でもそういったことが載っていて、全国的に見ると昨年よりもいじめの認知件数は増えたということである。その中で島根県はこうやって小学校中心に減少にはなっているが、他県の状況を見るととにかく細かなところまで計上しているところと、昨年よりも随分下がったところとかいろいろあるということで、今、広江委員さんからいただいたご意見、中国地区等の課長会議等でもまた話題にさせていただき、文科省へも機会があればそういった話をさせていただいて、少しずつすり合わせができるようにまた努力させていただきたいと思う。

○岡部委員 全体の中での地域的な差というのはあるのか。例えば、都市部と田舎のほうで多かったり少なかったり、それとまたもう一つは、大規模校と小規模校の間で多かったり少なかったり、そういうその地域とか学校の規模の差等々といじめの因果関係というのはあるのか。

○吉崎子ども安全支援室長 今、ここに資料がないので、何とも、ちょっと感覚的なことでしか言えない部分はあるが、大規模とか小規模というところでは、人数的には多いところがあればどうしても子どもとの関わりもあったり、人数も多くて、そういった中でトラブルも発生してるといった状況はあろうかと思う。逆に小さなところだと、小さな頃から同じような仲間やってくるので、良いところも悪いところも含めて理解し合っている仲なので、言われるようないじめに

至るようなケースというのは小規模な学校ではそんなにはないのかなというふうには思っている。ただ、やっぱり小学校に比べて中学校になるとどうしても母体が増えてきて、特に中学校の1年生が少しそういった部分ではいじめの認知が増えているというような状況もあるので、ちょっと人間関係が変わったりする中で少しトラブルが増えてきているということはあろうかと思う。それから、都市部と山間部というところかというと、今何とも、それぞれのところで分析しているものがないのでなかなかはっきりとしたことは今の段階では言えないということで、少しそういった視点でも整理をして、またお伝えさせていただきたいと思っている。

○原委員 調査の結果を見て感じたことだが、子どもを取り巻く状況というのは大人社会の縮図であるということがよく言われるが、相変わらず大人のほうはパワハラ、セクハラそれから大人のいじめとかも絶えず、自殺者も3万人を切ったとはいえ高推移で人数が多いし、そういったことがやっぱり結局子どもに覆いかぶさっているというか、だから社会が変わらなければなかなかこの問題についてはすぐに解決ということにはならないというのは感じる。だからと言ってほっておくわけにもいかないので、今困っている子ども達をどう手当てするかということだが、そうした時に、この間視察させていただいた子どもと親の相談員とかで子どもさんに寄り添う、親に寄り添う、そういったことで心を抱き締めてあげるというか、何かそういった手だてが必要なんだろうと思う。少子化対策と言われるが、今この状況を若い人達が見て子どもをたくさん産んで育てようと思うかなと、そこがすごく悲しくて、どうにか本当にみんなで解決していかねばいけないことだなと思った。これは感想である。

○仲佐委員 いじめとか、それから不登校とか、いろいろ統計が出ており数字を見せていただいて、今年も極端に減る傾向にはなく、特に高等学校の中途退学者の件だが、これも毎年同じような数字で推移をしているということだが、退学者がそういないという認識でいたので、毎年このように100名近くの方が中途退学をされるというのは、それぞれ理由があるかとは思いますが、一番の退学につながるような理由というのはどのようなものか。

○吉崎子ども安全支援室長 退学の理由については、多くは学校生活に対する不適應であるとか、それからやっぱり進路変更という形で、入学したがなかなかその学校の仕組みであったりとか自分が入った進路が合わなくて、例えば、学校で勉強しようと思ったけどなかなか自分には勉強が合わなくて就職を、働いてやったほうが自分にとってはふさわしいというような形で退学している方がいて、143名のうちのほぼ100名以上はそういった理由である。辞めて何もせずということではなく、新たな自分の進路を見つけて辞めるというような形の中途退学が多いというふうにとらえている。

○仲佐委員 中途退学者予防とか、あるいは対応の文言の中に、6番目に今の中途退学への支援ということがあがるが、もう次の進む方向が決まればそれで終わりなのか、どのあたりまで支援をされていけるのか。

○吉崎子ども安全支援室長 そこには、今、連絡調整員ということで書いているが、基本的には高校の状況等を伺うと、すぐもう辞めたということではなくて、やっぱりしっかり学校といろんな連絡、相談をされながら、最終的には退学という形で判断されていて、学校のほうもそういうふうな決断をされた後も保護者の方、子どもさんもしっかり連絡をとられながらいろんな次へ向けての進路とか、そういった相談もされてるように伺っている。それから、この連絡調整員という方は、生活が不適應だったり学業不振でどっちかというところ引きこもりがちになった方々に対して、そういった情報を学校からいただいて、学校から家庭のほうへ連絡していただいて、その家庭へ連絡調整員の方が出向いていただいて、いろんな面談していただく中で、サポートステーションであったりとか、ハローワークであったりとか、そういったところへつなぐ役割を連絡調整員にいただいている。そういったところの事業も県教育委員会としては今行っている。この方々は西部と東部に2名ずつ今配置をして、実際に業務を行っていただいている。

第53号 平成26年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰の受賞について（保健体育課）

○梶谷健康づくり推進室長 報告第53号平成26年度生涯スポーツ功労者・生涯スポーツ優良団体文部科学大臣表彰の受賞についてご報告する。

資料の10の1、10の2をご覧いただきたい。この賞は、地域又は職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、地域におけるスポーツの振興に顕著な成果を上げたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰するものである。今年度は、県体育協会の推薦によりお二人が受賞された。なお、スポーツ団体のほうは該当はなかった。

まず1人目だが、松江市の渡部紀美さんである。この方は昭和54年度から島根県スキー連盟の様々な役職を歴任されている。現在、スキー連盟の会長、また全日本のスキー連盟評議員として本県のウインタースポーツの底辺拡大と競技スキーのレベルアップにご尽力なさっている。また、平成17年度からは島根県のゴルフ協会の事務局長としてジュニア指導者の育成、ジュニア選手の発掘、競技力の向上にご尽力なさっている。

10の2をご覧いただきたい。浜田市の山崎晃さんである。この山崎さんは、高等学校の教員をなさっていた。浜田市内の高等学校に勤務し、陸上競技の指導を献身的に行い、多数の選手を県大会・中国大会へ出場させ好成績を上げさせておられる。ご退職後も浜田市陸上競技協会の役員を歴任され、また浜田市の体育協会のほうも役員を歴任され、現在はそれぞれ会長の職にある。現在29回を数える浜田市のロードレース大会、しおかぜ駅伝であるが、その創設に力を注がれて第1回の大会成功に大きく貢献なさっている。浜田市のスポーツ振興に大きく貢献していらっしゃる。このお二人が受賞された。

――原案のとおり了承

土田委員長：非公開宣言

―非公開―

委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について

（議決事項）

第22号 県立学校教育職員（管理職）の人事異動について（学校企画課）

――原案のとおり議決

第23号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

――原案のとおり議決

（協議事項）

第2号 いじめ防止対策について（教育指導課）

――資料に基づき協議

(報告事項)

報告第54号 平成26年秋の叙勲内示について (総務課)

――原案のとおり了承

土田委員長：閉会宣言 **15時30分**